美瑛町コミュニケーションマーク使用要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地域ブランディングにおける方向性に一体感を創出する美瑛町コミュニケーションマーク（以下「マーク等」という。）の利用を促進し、町民のシビックプライドの醸成や本町の魅力を発信するため、その使用について必要な事項を定めるものとする。

（マーク等）

第２条　マーク等の意匠は、町長が別に定める丘のまち美瑛ＶＩデザインマニュアルのとおりとする。

（権限）

第３条　マーク等に関する一切の権限は、町に帰属する。

（使用の基準）

第４条　マーク等は、次の各号のいずれかに該当する場合に使用できるものとする。

（１）　本町の魅力を高め、プロモーション等の取り組みに使用する場合

（２）　本町へのシビックプライドを醸成する取り組みに使用する場合

（３）　地域活性化に資する取り組みに使用する場合

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、マーク等の使用を禁止するものとする。

（１）　町の信用や品位を損なう、又は損なうおそれのある場合

（２）　特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合

（３）　法令、又は公序良俗に反する、又は反するおそれのある場合

（４）　特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用されるおそれのある場合

（５）　美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例（平成２５年美瑛町条例第１９号）第２条の規定による暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員関係者が使用する場合

（６）　不当な利益を得るために利用されるおそれのある場合

（７）　その他町長が特に不適当であると認める場合

（使用是正及び禁止）

第５条　町は、使用者が前条各号に定める事項を遵守しない場合は、使用の是正及び禁止を求めることができるものとする。その際、使用者に生じた損害について、町は一切の責任を負わないものとする。

（届出）

第６条　第４条の規定によりマーク等を使用する者は、町公式ＬＩＮＥ又は町ホームページに設置する「美瑛町コミュニケーションマーク等使用届出フォーム」により届出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

（１）　国・地方公共団体又は公益法人が使用する場合

（２）　町が主催及び共催、後援する事業に使用する場合

（３）　報道機関が報道または広報目的で使用する場合

（４）　学校等が教育の目的で使用する場合

（５）　その他町長が申請を必要としないと認めた場合

（データの提供）

第７条　町長は前条の規定による届出が使用の基準を満たしている場合は、マーク等のデータをメール等で提供するものとする。

（使用上の遵守事項）

第８条　マーク等の使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　提供したマーク等の権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと

（２）　商標法等に基づく新たな権利を設定しないこと

（使用料）

第９条　マーク等の使用料は無料とする。

（免責事項）

第１０条　使用に起因して使用者と第三者との間に紛争が生じた場合、町は一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。